

ある県立高校で、新一年生を担任する女性教諭が、別の高校に入学した自分の子どもの入学式に出席するために、担任を務める高校の入学式を欠席したとして話題になった。当該教諭は、年休届けを提出し、校長もそれを認めていたということだから、服務上は何の問題もないはずだが、批判の声を受けて、教育長は、校長会で、注意を促したという。当該教諭にとっては、自分が担任となる新入生の入学式と自分の子どもの入学式とどちらをより大切に思うかということであり、校長からすれば、新入生の担任教諭の欠席が入学式の正常な運営を妨げることになるかどうかということである。一昔前の常識論（人情論・感情論）であれば、自分の子どもの入学式のために、仕事である入学式に欠席するなどということは言語道断だという声が圧倒的であったと思われる。しかし、今回の若マスコミ報道を見る限り、二〇代、三〇代の若い世代には自分の子どもの入学式を優先してもいい（それが当然）という声が結構あるように感じられた。大学の入学式に親が出席するのが当然という世の中だから、そういうことかもし

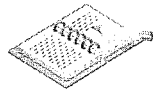
れない。

元プロ野球選手の宮本慎也氏が、「優勝争いをしていてチームのレギュラー級の選手が、ナイターの翌朝ゴミ出しをし、子どもを散歩に連れて行き、家の掃除をしてから練習にきていたと聞いて耳を疑った。昔の価値観で今を否定するつもりはないけれど」という趣旨のことを書いていたのを読んだ。アメリカのゴルフツアーで、最終日前日までトップを争っていた選手が、

出産に立ち会うために最終日を棄権したという報道もあつた。落語に、寝てばかりいて働こうとしない若者にお説教して、何のために働くのかと尋ねられる咄がある。働けば、楽な暮らしができる

という年寄りに対して、その若者は、今ごろごろと寝ていられるのに、これよりも楽な暮らしがあるのかという。仕事をしなくて、楽な暮らしができるのであれば、その方が良くも考える者がある。仕事に生きがいを感じる者がある。それぞれであり、どちらが正しいということではないかもしれない。

## 新・弁護士月記 26



# 働くこと

橋本 勇

い。政府は、「時間ではなく成果で評価される働き方にふさわしい、新たな労働時間制度の仕組みを検討してほしい」という（四月二二日の経済財政諮問会議と産業競争力会議の合同会議における首相発言）。成果主義を掲げた賃金制度の改革が唱えられて久しいが、成功したという話は余り聞かない。多分、「成果」のとらえ方が難しいからであろう。一方で、「成果」が明確に分かる職務発明については、賃金とは別に巨額の対価を支払うことを命ずる判決も散見される。

就業時間中の仕事を適当にこなして、残業代を稼ぐ者がいることが問題だといわれる一方で、就業時間の終了と同時に帰宅する者の存在が問題だといわれることもある。ワーキングプアという言葉が生まれたり、仕事を原因とする精神疾患が増えているという報告もある。仕事を楽しく、趣味と実益が一致しているのはいのちかも知れないが、現実には厳しい。労働者というのは、事業に使用される者で、その対価が支払われる者だといふ（労働法九）。言い換えると、賃金（給料）というのは、自らの時間の使い方や他者に委ねることの対価として支払われるものということもできる。そう悟れば、心進まない業務であっても、精神的な葛藤を覚えなくてもいいのかも知れない。

（弁護士